

平成28年 9月 5日

福島県知事

内堀 雅雄 様

平成28年

9月定例議会要望書

福島県議会 民進党・県民連合議員会

会長 瓜生 信一郎

先月、県が公表した「最近の県経済動向」において、総合判断としては「県内の景気は、一部に弱い動きがみられるものの、着実に持ち直している。」とあり、個人消費、建設需要、生産活動において、弱い動きや、前年度を下回る傾向があるものの堅調に推移していると判断しているようであります。また、雇用・労働においては「改善が続くものの、一部に弱い動きがみえはじめている。」とあり、有効求人倍率 1.43 倍は高水準ながらも、四ヵ月連続で前年を下回っているようであります。

震災からの復興に向けた取組みの中で、ある程度の経済維持をしつつも、徐々に下降気味になってきているのも特徴であり、今後とも本県の経済動向を注視するとともに、中長期的展望に対応した施策も必要かと考えられます。

マイナス金利政策がじわじわと年金や社会経済にも影響を及ぼしてきており、国の平成 28 年度第 2 次補正予算案を含め、国の政策により国民生活、地方自治体は多くの影響を受ける可能性が高いため、今後とも復興・再生を含めた予算の確保と執行には、十分考慮しながら健全な県政運営に努めることを望みます。

以下、9 月定例議会に向けた要望をさせていただきます。

【要 望 事 項】

1. 職員の不祥事について

6月定例議会の知事要望においても要望をした、教職員及び県職員の不祥事問題については、残念ながらその改善の取組中にあるにも関わらず、今回も不祥事が起きたことは大変遺憾であり、復興を願う県民の信頼を踏みにじる行為である。また、復興の最前線で頑張っている仲間の職員達の気勢をも失う残念な行為でもある。

あらためて原因の追及、モラルの徹底を含め、職員の不祥事の根絶に努めることを強く望む。

2. 熊対策の警戒態勢の強化について

全国的にも、本県においても人が熊に襲われる人的被害や農作物への被害が発生している。今後、米等の収穫や登山を含めた観光シーズンを迎え、被害の拡大が予想される。

そこで県は、関係機関、各市町村、専門家と連携し警戒体制を強化するとともに、各自治体で実施している捕獲方法に対して、提案のあった新たな捕獲方法を柔軟に承認すること。

3. 台風被害について

8月に立て続けに発生した台風7号、9号、10号は本県に直撃ではなかったものの、土砂災害、住宅への浸水被害、農作物被害、交通の混乱等を招き、県民生活に大きな被害をもたらした。道路等の早期復旧や農業生産者への支援に、県としても全力を挙げて取り組むこと。

4. 県道における環境整備について

県内における県道の舗装修繕、車道のライン及び歩道等のラインの整備を行うとともに、歩道、車道沿いの草刈りやトンネル内の清掃を実施し、通行者及び通行車両が安全に利用することが出来るよう環境整備に努めること。

5. 耐震化対策について

本県における耐震化対策について、7月に福島県耐震改修促進計画を改定したようであるが、公立学校施設の耐震化率においては全国でも3番目に低い現状である。被災県の我が県としては安全・安心の観点からも、県として各自治体への更なる支援も含め対策に努めること。

6. 保育士、幼稚園教諭の待遇改善について

幼児教育現場における雇用の継続性は教育等の安定だけではなく、保育士、幼稚園教諭など教える側の人材の育成にも寄与する。小、中学校に比べ著しく所得が低い保育、幼稚園に勤める職員の待遇を改善し、雇用の定着率を高め質の良い教育や保育の提供が出来るように努めること。

7. 海洋利用の研究、促進について

福島県沖で行われている洋上風力発電など海洋（海面）利用が県内外でも盛んに行われている。福島県においても地域創生の観点から新エネだけでなく交通、観光、レジャー、養殖など多方面からの海洋（海面）利用の可能性を探り、検証をすること。

8. 東日本大震災および原発事故に関する事項

(1) 原発災害の賠償等について

- ・事業者の不安を解消するためにも、風評被害の実態と損害状況については、速やかかつ柔軟に対応し、事故の完全収束まで賠償を継続することを東京電力(株)に強く求めること。

- ・製造業においては工場等施設整備の補助制度があるが、観光業においても施設新設・改修の補助制度を同様に設けることを国に求めること。

- ・平成28年度からの「原子力災害対応雇用支援事業」は地域経済にきめ細やかな支援を行う商工会等にとって不可欠な事業であることから、次年度以降も継続すること。

(2) 津波、原発災害の被災地域における医療・福祉について

被災地域においては、警戒区域の解除、帰還等へ歩みはじめたところであるが、医療・福祉の人材不足は大変深刻である。特に福祉施設においては民間だけの努力では対応が出来ない状況にある。そのため、被災地域の状況の把握と実態の改善に向けて、県として積極的に取り組むこと。

(3) 中間貯蔵施設の早期実現について

中間貯蔵施設の用地1,600haの確保については、大熊町95ha、双葉町78haと、いまだ全体の4.9%にしか至っていない。この中間貯蔵施設に相まって、県内には多くの仮置き場が存在し地権者との契約が3年とされているが、今回更新された契約は、中間貯蔵施設へ運び込まれるまでと期間が定まらない状況にある。避難指示が解除され、帰還が進もうとする中、生活環境や営農再開を進める上で非常に問題視されている。

仮置き場の早期撤去は地域住民にとっては早期に解決すべき問題であるため、中間貯蔵施設の早期実現を今後も国に強く求めること。

(4) 小高産業技術高等学校について

避難指示区域で再開する県立高校であり、将来の地域づくりの担い手となる人材の育成の重要な教育機関である。また、今後の相双地区における産業発展には欠くことのできない高校でもある。学校の再開においては、施設、校庭、学校近隣を含め除染等をしっかり行い、子ども達が安全・安心に学べる環境を整えること。

(5) 原発事故被災地域における営農再開について

原発事故による放射能汚染によって営農再開への取組み、風評被害は深刻な問題である。そのような中、営農再開にあたり、食用農作物においては補助の対象となっているが、非食用農作物については対象となっていない。非食用農作物においても一般的補助要件と同等に取り扱えるよう国に強く要望すること。

(6) 河川及び山林の整備について

住民帰還の促進のためにも、環境整備は不可欠である。特に河川の草刈り、川床の堆砂除去、山林の雑木伐採等を早期に対応すること。